

平成21年度の山形市人事行政の運営等の状況の公表について(公告)

地方公務員法第58条の2および山形市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、市政運営の透明度および公平性を高めるため、市職員の任免や給与等、平成21年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。なお、一部他の年度の状況についても掲載しています。

平成22年11月30日

山形市長 市川 昭 男

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 部門別職員数

※各年度4月1日現在(人)

部 門	職員数		対前年 増減数	増減の主な理由	
	平成22年度	平成21年度			
一般行政部門	議会	16	16	0	
	総務	241	260	△19	市民会館の指定管理者制度導入による減
	税務	112	113	△1	育児休暇職員の代替配置引き揚げ
	民生	228	219	9	高齢者および生活保護対応業務増
	衛生	150	152	△2	介護事務配置の見直し、清掃工場職種切り替え
	労働	5	5	0	
	農水	65	64	1	農地法改正に伴う現況調査業務増対応
	商工	34	32	2	中心市街地活性化計画推進業務増対応
	土木	176	174	2	耐震改修、アスベスト除去等対応業務増
	小計	1,027	1,035	△8	
特別行政部門	教育	288	295	△7	公民館業務を地元地域団体へ委託による減
	消防	224	226	△2	消防士の欠員
	小計	512	521	△9	
公営企業等 会計部門	病院	521	516	5	看護体制の充実のため増、医師および看護師の欠員補充
	水道	141	142	△1	給水届出受付関連業務見直しおよび委託等による減
	下水道	48	62	△14	浄化センターの包括的民間委託による減
	その他	71	78	△7	中央卸売市場から地方卸売市場への転換による減
	小計	781	798	△17	
合 計	2,320	2,354	△34		

(注)1: 職員数は一般職に属する職員数。地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時および非常勤職員を除く。

2: 公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・卸売市場の各事業会計に属する職員の合計。

(2) 採用者数の状況

(人)

職種区分	平成 21 年度				平成 20 年度				増減
	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	
行政	7			7	5			5	2
機械							1	1	△1
土木			1	1					1
保育士	5			5	3			3	2
保健師	2			2					2
医師		10		10		5		5	5
薬剤師									0
看護師	16		1	17	27			27	△10
准看護師			2	2			1	1	1
臨床検査技師	1		1	2	1		1	2	0
診療放射線技師					1			1	△1
理学療法士					2			2	△2
指導主事		3		3		4		4	△1
教員		3		3		4		4	△1
消防士	3			3	2			2	1
技能労務職員			11	11			4	4	7
合計	34	16	16	66	41	13	7	61	5

(注)「再任用による採用」⇒ 定年退職等で退職した職員を再び採用すること。

(3) 退職者数の状況

(人)

職種区分	平成 21 年度						平成 20 年度						増減
	定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	小計	定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	小計	
行政	20	5	2	1		28	22	5	2	1		30	△2
土木	2					2	3			1		4	△2
農林							1					1	△1
建築							2					2	△2
電気							1	1				2	△2
機械	1					1	1					1	0
保健師	1					1			2			2	△1
栄養士	1					1							1
保育士	3					3	2	2	2			6	△3
医師	1		8			9			8			8	1
看護師	1	5	5			11	3	4	13			20	△9
准看護師							1	1				2	△2
臨床検査技師								1				1	△1
診療放射線技師	1		1			2							2
理学療法士													0
指導主事													0
教員	1	1			1	3	2					2	1
消防士	8		1			9	5					5	4
技能労務職員	11	2				13	10	6		1		17	△4
合計	51	13	17	1	1	83	53	20	27	3		103	△20

(注)1:「定年」⇒ 職員の定年は60歳(医師・歯科医師は65歳)。

2:「勸奨」⇒ 早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職すること。

3:「普通」⇒ 自己都合による退職などのこと。

4:「懲戒」⇒ 懲戒処分としての免職のこと。

(4) 再任用職員数の状況

職種区分	平成 21 年度			平成 20 年度			増減
	フルタイム	短時間	小計	フルタイム	短時間	小計	
行政				1		1	△1
機械					1	1	△1
土木		1	1				1
看護師		1	1				1
准看護師		2	2		1	1	1
臨床検査技師		1	1		1	1	0
技能労務職員	1	10	11	7	4	11	0
合計	1	15	16	8	7	15	1

(注) 1:「再任用職員」⇒ 定年退職等で退職後、再び採用された職員のこと。

2:「フルタイム」⇒ 一般の職員と同様、1 週当たり 40 時間勤務すること。

3:「短時間」⇒ 一般の職員より短い、1 週当たり 16～32 時間勤務すること。

(3) 職員採用における競争試験の実施状況

(平成 21 年度)

試験区分	受験者数		一次合格者数	二次受験者数	最終合格者数	補欠合格者数	採用決定者数		倍率 A/B
	A	うち女性					B	うち女性	
上級行政	97人	35人	9人	9人	6人	0人	6人	4人	16.2倍
上級機械	9人	1人	2人	2人	1人	0人	1人	0人	9.0倍
初級行政	39人	22人	6人	6人	3人	0人	3人	1人	13.0倍
保育士	48人	44人	8人	8人	4人	0人	4人	4人	12.0倍
保健師	20人	18人	2人	1人	1人	0人	1人	1人	20.0倍
看護師	48人	43人	25人	21人	14人	0人	14人	14人	3.4倍
管理栄養士	31人	30人	2人	2人	1人	0人	1人	1人	31.0倍
診療放射線技師	10人	6人	4人	4人	2人	0人	2人	1人	5.0倍
消防士(大卒)	41人	2人	6人	5人	3人	0人	3人	0人	13.7倍
消防士(高卒)	35人	2人	6人	5人	4人	0人	4人	0人	8.8倍
合計	378人	203人	70人	63人	39人	0人	39人	26人	9.7倍

2 職員の給与の状況

市職員の給与は、国家公務員の給与を基本として、市議会の議決を経て条例で定めています。

平成18年4月から一般職員のうち平成18年3月31日時点で行政職給料表8級以上の職員(他の給料表でそれに相当する職員を含む)の給料月額を3~4%削減した額、平成19年1月からは平成18年3月31日に在職していた全職員の給料月額を1~4%削減した額、平成20年4月から平成21年11月までは平成20年4月1日に在職している全職員の給料月額を0.5~4%削減した額を支給しています。また、平成17年4月から平成21年11月まで、管理職手当は10%削減した額を支給しています。

(1) 人件費の状況

(平成21年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	20年度の人件費率
250,040人	82,203,297千円	1,566,902千円	14,052,834千円	17.1%	19.1%

※住民基本台帳人口は、平成22年3月31日現在

(2) 特別職の給与

特別職(市議会議員を除く)の現行の月額を、平成21年4月1日に改定されました。

改定するまでの間、平成15年11月1日から給料月額を10%、平成19年4月1日から平成21年3月までは、給料月額を市長20%、副市長13%、その他の特別職10%削減し支給しています。

市議会議員の報酬は、平成18年4月から平成19年4月まで2万円を減額して支給しています。

(平成22年4月1日現在)

区分		月額
給料	市長	1,066,000円
	副市長	843,000円
報酬	議長	770,000円
	副議長	720,000円
	議員	670,000円

(注)1:期末手当の年間支給月数は、平成22年4月1日現在
市議会議員以外の特別職は2.90月(6月期:1.40月、12月期:1.50月)、
市議会議員は3.05月(6月期:1.45月、12月期:1.60月)。

(3) 職員の初任給および経験年数別平均給料月額

(平成21年4月1日現在)

(円)

区分	山形市				国		
	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	初任給		
一般行政職	大学卒	172,200	256,260	309,254	366,100	I種	181,200
						II種	172,200
	高校卒	140,100	201,860	255,040	304,091	140,100	
技能労務職	高校卒	137,200	※202,600	※236,900	※277,367	—	

(注)1:経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数。
2:※は、当該階層の職員数が3人以下のため近似階層の職員を含めた平均給料月額。

(4) 職員給与費の状況

(平成21年度普通会計決算)

職員数(A)	給与費				職員一人当たりの人件費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,555人	6,258,545千円	1,343,893千円	2,292,437千円	9,894,875千円	6,363千円

(注)1:職員手当には退職手当を含まない。
2:職員数は平成21年4月1日現在の職員数。

(5) 職員の平均給料・平均給与の月額および平均年齢（平成21年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	337,300円	412,994円	42.4歳
技能労務職	338,300円	381,715円	46.1歳

(注)1:給与には、扶養手当及び通勤手当等の諸手当を含む。
2:給料等は減額措置後の額。

(6) 昇給の状況

区 分		一般行政職
平成21年度	職員数(A)	871人
	昇給した職員数(B)	705人
	比率(B/A)	80.9%
平成20年度	職員数(A)	908人
	昇給した職員数(B)	701人
	比率(B/A)	77.2%

(7) 一般行政職の級別職員数（各年4月1日現在）

	標準的な 職務の内容	平成22年度		平成21年度		平成17年度 構成比
		職員数	構成比	職員数	構成比	
1級	主事	78人	9.1%	88人	10.1%	1.5%
2級	主任	126人	14.7%	143人	16.4%	6.3%
3級	主査	150人	17.5%	158人	18.1%	14.9%
4級	係長	271人	31.6%	254人	29.2%	19.4%
5級	課長補佐	107人	12.5%	99人	11.4%	7.7%
6級	課長	67人	7.8%	72人	8.3%	8.1%
7級	次長	39人	4.6%	37人	4.2%	8.5%
8級	部長	19人	2.2%	20人	2.3%	20.5%
9級	—	—	—	—	—	11.0%
10級	—	—	—	—	—	2.1%
合計	—	857人	100.0%	871人	100.0%	100.0%

(注1)平成18年4月1日から給料表を改正し、一般行政職は、10級制から8級制となる。
(注2)標準的な職務の内容は平成18年4月1日以降の給料表による。

(8) 職員の退職手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		山形市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (50歳以上の職員は、1年につき2%加算)			
退職時の特別昇給		—		—	
一人当たりの平均支給額		23,537千円		—	

(注)一人当たりの平均支給額は、平成 21 年度の実績。

(9) 特殊勤務手当 (各年度普通会計決算)

	平成21年度	平成20年度
職員一人当たりの支給年額	18,583円	17,739円
手当の種類	20	20
手当が支給された職員の割合	24.4%	28.3%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
動産等差押手当	左記の業務の従事者	市税等の滞納処分のうち、財産の差押業務等	日額 400 円
行旅死亡人取扱手当	左記の業務の従事者	行旅死亡人の取扱業務	1 件 4000 円
社会福祉業務手当	社会福祉法第 15 条の規定による指導監督等を行う職員	極めて処遇困難な対象者宅を訪問しての指導監督業務等	日額 500 円
防疫手当	左記の業務の従事者	感染症の疑いのある者の救護業務 又は感染症の病原体に汚染された物件の処理業務	日額 200 円
ごみ及びし尿直接接触処理業務手当	左記の業務の従事者	①ごみ及びし尿に直接身体的接触を伴う業務 ②家畜の畜舎内における牛又は豚の伝染病の予防接種の補助業務	日額 400 円

焼却炉清掃手当	左記の業務の従事者	清掃工場の焼却炉内部の清掃業務	1回 2300円
感染症作業手当	左記の業務の従事者	感染症患者の病室における患者の看護業務又は感染症の病原体に汚染された(疑いのある)物件の処理業務等	日額 200~1,000円
医務手当	済生館に勤務する医師及び歯科医師	医師の業務(役職(館長, 副館長)及び医師免許取得後の経験年数に基づく。)	月額 45,000~230,000円
夜間看護等手当	済生館に勤務する看護師, 医療技術職員	正規の勤務時間として深夜に行われる看護業務等	1回 620~3,300円
特殊自動車運転手当	左記の業務の従事者	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車(道路整備用特殊自動車等)の運転業務	日額 260円
清掃工場夜間勤務手当	清掃工場に勤務し, 左記業務に従事した職員	正規の勤務時間としての深夜勤務	1勤務 800円
消防夜間特殊業務手当	交代制勤務を正規の勤務とする消防職員	深夜の通信及び受付業務	1勤務 400~600円
高温多湿業務手当	給食センターに勤務する職員	高温多湿な環境下における直接調理業務	日額 110円
高所作業手当	左記業務の従事者	地上又は水面10m以上の高所で消防活動又は保守営繕活動等の業務	日額又は1勤務 200~300円
機関員手当	機関員に指定された消防職員	消防ポンプ自動車の機関操作業務	月額 1,500~1,800円
夜間除雪作業手当	左記業務の従事者	深夜に行われる道路の除雪業務	1勤務 1500円

解剖等手当	済生館に勤務する 臨床検査技師	死体解剖の補助等の業務	1件 3400円
夜間守衛業務手当	守衛業務に従事する 職員	正規の勤務時間として深夜勤務	1勤務 600円
消防感染危険手当	消防職員で左記の 業務に従事した職員	救急、火災防御及び救助のため出 勤し、当該業務に従事した際の死 体、出血者及び感染症感染者の措 置業務	1勤務 200円
放射線照射介助 業務手当	済生館に勤務する 看護職等	専ら照射室内において照射中に 1時間を超える患者の介助業務	日額 200円

(10) 時間外勤務手当 (各年度普通会計決算)

	平成21年度	平成20年度
職員一人当たりの支給年額	290,473円	275,159円

(11) ラスパイレス指数(行政職給料表適用職員を対象)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

平成21年度	平成20年度	平成19年度
99.0	99.4	99.5

(12) 扶養手当・住居手当・通勤手当・期末勤勉手当 (平成22年4月1日現在)

	山形市		国			
扶養手当	配偶者	月額 13,000円	配偶者	月額 13,000円		
	配偶者以外の扶養親族一人につき	月額 6,500円	配偶者以外の扶養親族一人につき	月額 6,500円		
	(配偶者のない職員の扶養親族一人まで月額11,000円)		(配偶者のない職員の扶養親族一人まで月額11,000円)			
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、 一人につき5,000円加算		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、 一人につき5,000円加算			
住居手当	借家の場合	限度額 月額 27,000円	借家の場合	限度額 月額 27,000円		
通勤手当	交通機関利用の場合		交通機関利用の場合			
	自動車等の場合	通勤距離 月額 6,000～24,500円	自動車等の場合	通勤距離 月額 2,000～24,500円		
期末 手 当 勤 勉 手 当		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	6月	1.20月分	0.60月分	6月	1.25月分	0.70月分
	12月	1.50月分	0.65月分	12月	1.50月分	0.70月分
	計	2.70月分	1.25月分	計	2.75月分	1.40月分

(13) 地域手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

	山形市	国
東京都で在勤する職員	給料, 管理職手当および扶養手当の月額 の合計額の 100 分の 18	俸給, 俸給の特別調整額および扶養手当 の月額合計額の 100 分の 18
医師	給料, 管理職手当および扶養手当の月額 の合計額の 100 分の 15	俸給, 俸給の特別調整額および扶養手当 の月額合計額の 100 分の 15

(注) 国の俸給は山形市の給料に、俸給の特別調整額は管理職手当に相当する。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、各種休暇等の勤務条件については、市条例・規則において定められています。

(1) 勤務時間(週 38 時間 45 分勤務の一般的なもの) (平成 22 年 4 月 1 日現在)

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1 日の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時 00 分	7 時間 45 分

(2) 各種休暇の概要 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

- ・年次有給休暇・・・1年に付き20日付与(未取得日数分は20日を上限に、翌年に限り繰越可能)。
- ・病気休暇・・・職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇。

承認基準		取得可能期間
病気休暇(有給)	公務上または通勤時の負傷または疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	1年6月以内で必要と認められる期間
	悪性新生物による疾病等任命権者が特に必要と認める疾病	180日以内で必要と認められる期間
	上記以外の負傷または疾病	90日以内で必要と認められる期間
	病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60日以内で必要と認められる期間中1日につき必要と認められる時間

- ・特別休暇・・・結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として認められる休暇

承認基準		取得可能期間
特別休暇(有給)	公民権行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる期間
	ボランティア活動	1年で5日以内
	結婚	連続する7日以内の期間
	女性職員の出産	産前8週以内、産後8週 (多胎の場合は産前14週以内、産後14週)
	生後1歳6か月に達しない子の育児	1日90分以内(2回に分割可)
	親族の看護	1年で5日以内
	乳幼児の法定健康診査および法定予防接種	必要と認められる時間
	女性職員の生理	必要と認められる期間
	妊産婦法定健診	必要と認められる時間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤または退勤時につき1日を通じて1時間以内
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息および捕食	必要と認められる時間
	妻の出産	2日以内
	妻の出産に際して、その出産に係る子または小学校就学前の子を養育	産前6週以内、産後8週以内の期間で5日以内
	忌引	続柄等に応じ、連続する1～10日以内の期間
	追悼行事	1日以内の期間
	夏季休暇	7～9月の間に6日以内の期間
	冬季休暇	12～3月の間に3日以内の期間
	感染症発生による交通遮断および入院	必要と認められる期間
	住居の滅失または損壊(のおそれ)	15日(おそれがある場合は3日)以内の期間
	災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
	通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間

- ・介護休暇・・・職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

承認基準		取得可能期間
介護休暇(無給)	家族の介護	連続する3月以内の期間

(3) 育児休業等の概要(平成 22 年 4 月 1 日現在)

種類	取得可能期間
育児休業	子の満 3 歳の誕生日の前日まで
育児短時間勤務	小学校就学始期まで
部分休業	小学校就学始期まで

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

「分限処分」は、公務能率確保の観点から、本人の意に反し、本人の身分を不利益に変動させる処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由に対応した処分のみ行います。

事由	平成 21 年度				平成 20 年度			
	降給	降任	休職	免職	降給	降任	休職	免職
心身の故障	0人	0人	12人	0人	0人	0人	15人	0人

- (注) 1:「降給」⇒ 現在の給料の額よりも低い額に下げる処分。
 2:「降任」⇒ 現在の職位よりも下位の職位に下げる処分。
 3:「休職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分(一部給料支給有り)。
 4:「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給有り)。

(2) 懲戒処分者数

「懲戒処分」は、職員の一定の義務違反に対し、職員の道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由においてのみ処分を行います。

主たる事由	平成 21 年度				平成 20 年度			
	戒告	減給	停職	免職	戒告	減給	停職	免職
非行行為	0人	1人	0人	1人	2人	0人	0人	0人
職務上の義務違反または職務怠慢	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人	0人

- (注) 1:「戒告」⇒ 職員の義務違反の責任を確認するとともに、矯正を求め将来を戒める処分。
 2:「減給」⇒ 一定期間、現在の給料の額から一定割合を減額する処分。
 3:「停職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分(無給)。
 4:「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給無し)。

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等への従事許可

地方公務員法の規定により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むことおよび報酬を得て事業に従事することができません。これは、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保し、職の信用を保持するための規制措置です。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 部課長等が、市の出資法人の非常勤取締役は無報酬で就任する場合
- ・ 職員が居住地区の消防団員として、消火・水防業務等に従事する場合

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律または条例に特別の定がある場合を除く外、職員は勤務中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 国または他の地方公共団体、学校その他の公共的団体から依頼を受けて講演または講義をする場合

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況(主なもの)

(平成 21 年度)

研修体系		主な概要	研修の区分	実施数	受講者数
集合研修	基本研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修 一般職員研修、監督者研修 管理者研修、技能技師研修	11 件	600 人
	特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するための研修	政策研修、法令研修 実務研修、特別研修	13 件	742 人
集合研修 計				24 件	1,342 人
派遣研修	専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修			20 件	53 人
総 計				44 件	1,395 人

(2) 勤務成績の評定状況

(平成 21 年度)

評定期間	被評定職員	評定の方法
平成 21 年 12 月 (年 1 回)	管理職を除く 全職員	直属の上司 3 人(最大)が、知識・技術、判断力、住民対応力、協調性などの職務遂行能力について評価

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の概要

共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは山形市職員厚生会をいいます。

① 保健事業の概要(主なもの)

(平成 21 年度)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部X線検査 ● 生活習慣病健診 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 (40歳以上の職員・30歳以上39歳以下は希望する職員) ・大腸がん検診 (40歳以上の職員) ・肺がん検診 (40歳以上の希望する職員) ・子宮がん検診 (希望する職員) ・乳がん検診 (30歳以上の希望する職員) 	市 市 市 市 共済組合 共済組合
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定型(退職予定の希望する職員) 1泊2日 ● 指定型(50歳の希望する職員) 1日 ● 準指定型(40歳以上の希望する職員) 1泊2日 ● 準指定型(40歳以上の希望する職員) 1日 	共済組合 厚生会 共済組合 厚生会
メンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ● こころの相談(産業カウンセラーによる相談)月1回 ● メンタルヘルス相談医電話相談 随時 ● ファミリー健康相談(電話相談)随時 ● メンタルヘルス研修(課長向け、一般職員向け) 	市 共済組合 共済組合 市

② 給付事業の概要(主なもの)

(平成 21 年度)

事項	共済組合	互助会	厚生会
職員が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋葬料 ● 埋葬料附加金 ● 遺族共済年金 	● 弔慰金	● 死亡弔慰金
職員が傷病になったとき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関に支払うもの <ul style="list-style-type: none"> ● 法定給付の額 2. 職員に支給するもの <ul style="list-style-type: none"> ● 高額療養費 ● 一部負担金払戻金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部負担金補助金 ● 入院見舞金 	● 傷病見舞金
職員が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産費 ● 出産費附加金 		● 出産祝金

③ 貸付事業の概要(主なもの)(平成 21 年 4 月 1 日現在)

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.46%	共済組合 厚生会
	300万円	2.45%	
在宅介護対応住宅貸付	300万円	2.20%	共済組合

④ 厚生会の事業費負担状況

(平成 21 年度)

職員一人当たりの掛金額	事業主の公費負担額	事業主の公費負担割合
給料月額×2%+500円	2,877千円	職員:事業主 = 1:0.09

(2) 公務災害の状況 (平成 21 年度)

	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	33 件	0 件	33 件
通勤災害	3 件	0 件	3 件
計	36 件	0 件	36 件

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行います。

平成 20 年度末 係属件数	平成 21 年度中 要求件数	平成 21 年度中処理件数		平成 21 年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行います。

平成 20 年度末 係属件数	平成 21 年度中 要求件数	平成 21 年度中処理件数		平成 21 年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0